

03 静後広事第 297 号
令和 3 年 6 月 28 日

施術者及び施術団体 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費支給申請書提出の留意事項について（通知）

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費支給申請書を提出する上での留意事項について、下記のとおり整理しましたので必ず御確認の上、申請書を提出するようお願いいたします。

記

申請書に関する留意事項

※申請要件を満たしていない場合は返戻対象となる場合があります。

1 申請にかかる提出書類への押印について

「令和 3 年 4 月 27 日付け 03 静後広事第 64 号」において、令和 3 年 4 月 1 日施術分以降の療養費支給申請書や申請に係る提出書類について、自署、記名（印字）の場合押印は原則不要と通知いたしましたが、次の通り補足いたします。療養費支給申請書について施術証明欄、申請欄については自署、記名（印字）の場合押印は原則不要（代筆の場合は必要）となりますが、委任欄の被保険者氏名については原則自署としてください。自署でない場合（代筆、記名（印字））につきましては押印をいただきますようお願いいたします。

詳細については厚生労働省通知をご確認ください。

2 同一の申請書において温罨法と変形徒手矯正術両方の加算を行う場合

厚生労働省通知「令和 2 年 11 月 25 日付け保発 1125 第 6 号」において、温罨法と変形徒手矯正術の併施の不可について明記されました。しかし同通知による改正後の様式では、温罨法の施術部位について記載する欄が設けられておりません。審査において併施でないことを確認するため、同一の申請書において温罨法と変形徒手矯正術両方の加算を行う場合につきましては摘要欄に温罨法の加算を行った部位について記載してください。

裏面に続く

3 長期・頻回な施術について

厚生労働省通知「令和3年4月28日付け保発0428第1号及び保医発0428第1号」において、令和3年7月1日施術分以降の長期・頻回な施術についての取扱いが改正されております。合わせて「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」の様式についても改正されておりますので、令和3年7月1日施術分以降の申請において該当する場合は、改正後の様式を添付していただきますようお願いいたします。

また、初療日から2年以上施術が継続しており、かつ直近の2年のうち5ヶ月以上月16回以上の施術が実施されている患者について、施術効果を超えた過度・頻回な施術が疑われる場合は、所定の手続きの後に、受領委任払いの取扱いを中止し償還払いへ変更させていただく場合がございますのでご承知おきください。詳細については厚生労働省通知をご確認ください。なお、改正後の様式は当広域連合ウェブページからダウンロードできますので、ご確認ください。

4 施術報告書交付料の算定について

(1) 施術報告書交付料を算定する場合は、施術報告書の写しを添付してください。

また、前回支給年月についても記載してください。（前回支給がない場合は打消し線を引いて抹消してください。）

(2) 施術報告書交付料を算定する場合は、支給可能月であるかどうか再度確認してください。施術報告書交付料は、医師の再同意に資するため療養費の支給可能期間の最終月に、当月中の施術内容を記載したものを当月中に交付した場合に支給できるものです。※一部例外あり。詳細については支給基準をご確認ください。

5 住民票登録地以外での施術について

施術場所が住民票登録上の住所地以外の場合は、被保険者の居所を判定するために、居住していることが確認できる書面（入居証明書等）を添付してください。

6 不正請求への対応について

当広域連合では社会問題になっている療養費不正請求に対応するため、定期的に被保険者や同意医療機関に対する訪問等の調査を実施しております。

調査において悪質な不正行為が発覚した場合はそれまで支給した療養費の返還を請求し、静岡県へ報告するとともに報道機関に公表し、事案により刑事告訴します。

7 参照

厚生労働省（各種通知）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01.html>

静岡県後期高齢者医療広域連合（申請書、届出様式のダウンロード）

<https://www.shizuoka-ki.jp/youshikisyu/index1.html>

静岡県後期高齢者医療広域連合 第2医療給付室 TEL 054-270-5530
